

輸送手続きサービスの実施と事業に関する運輸大臣規則 2015 年第 PM74 号の改正に関する
インドネシア共和国運輸大臣規則
2015 年第 78 号

唯一なる神の恩恵のもとに

インドネシア共和国運輸大臣は

- a. 輸送手続きサービスの実施と事業に関する運輸大臣規則 2015 年第 PM74 号が制定されたこと；
- b. 運輸大臣規則 2015 年第 PM74 号の評価を行った結果、輸送手続きサービス営業許可を得るための事務手続き条件と手続きに対して補完をする必要があること；
- c. a 項と b 項の意図する検討に基づき、輸送手続きサービスの実施と事業に関する運輸大臣規則 2015 年第 PM74 号の改正に関する運輸大臣規則の制定が必要であること

を検討し、

- 1. 地方行政に関する法律 2014 年第 23 号（インドネシア共和国官報 2004 年第 125 号、インドネシア共和国追加官報第 4437 号）；
- 2. 航海に関する法律 2008 年第 17 号（インドネシア共和国官報 2008 年第 64 号、インドネシア共和国追加官報第 4849 号）；
- 3. 政府と自治地域としての州の権限に関する政令 2000 年第 25 号（インドネシア共和国官報 2000 年第 54 号、インドネシア共和国追加官報第 3952 号）；
- 4. 港湾に関する政令 2009 年第 61 号（インドネシア共和国官報 2009 年第 151 号、インドネシア共和国追加官報第 5070 号）；
- 5. 政令 2011 年第 22 号（インドネシア共和国官報 2011 年第 43 号、インドネシア共和国追加官報第 5208 号）へ改正された海運に関する政令 2010 年第 20 号（インドネシア共和国官報 2010 年第 26 号、インドネシア共和国追加官報第 5108 号）；
- 6. 国務担当省組織に関するインドネシア共和国大統領規則 2015 年第 7 号（インドネシア共和国官報 2015 年第 8 号）；
- 7. 運輸省に関する大統領規則 2015 年第 40 号（インドネシア共和国官報 2015 年第 75 号）；
- 8. 運輸大臣規則 2013 年第 PM68 号へ改正された運輸省の組織と任務体系に関する運輸大臣規則 2010 年第 KM60 号；
- 9. 主要港長事務所の組織と任務体系に関する運輸大臣規則 2012 年第 PM34 号；
- 10. 主要港湾当局事務所の組織と任務体系に関する運輸大臣規則 2012 年第 PM35 号；
- 11. 港湾事務所と港湾当局の組織と任務体系に関する運輸大臣規則 2012 年第 PM36 号；
- 12. 海運の実施と事業に関する運輸大臣規則 2013 年第 PM93 号；
- 13. 輸送手続きサービスの実施と事業に関する運輸大臣規則 2015 年第 PM74 号

を鑑み、

輸送手続きサービスの実施と事業に関する運輸大臣規則 2015 年第 PM74 号の改正に関する運輸大臣規則を制定することを決定する。

第1条

輸送手続きサービスの実施と事業に関する運輸大臣規則 2015 年第 PM74 号のいくつかの規定を以下のように改正する：

1. 第6条(4)項に i 号を追加し、その結果として第6条(4)項は以下のようになる：

第6条

- (1) 第2条(2)項の意図する貨物の発送および受取事業活動を行う輸送手続きサービス企業は輸送手続きサービスの営業許可を取得することが義務付けられる。
- (2) (1)項の意図する輸送手続きサービスの営業許可とは、企業所在地の州知事が付与したものであり、当該企業が事業を行っている間インドネシア全土において有効なものである。
- (3) (2)項の意図する営業許可は以下の条件を満たしたうえで付与される：
 - a. 手続き上の条件；および
 - b. 技術的条件。
- (4) (3)項 a 号の意図する手続き上の条件には以下が含まれる：
 - a. 企業の設立証書があること；
 - b. 企業の納税者番号があること；
 - c. 企業所在地証明書があること；
 - d. 責任者がいること；
 - e. 最低資本金 250 億ルピアで、少なくともその資本金の 25%は払い込みをし、公式な払込証明書によりその全額を払い込む、または公認会計士事務所が監査していなければならない。
 - f. 少なくとも航海／海洋／航空／運輸／IATA Diploma／FIATA Diploma の分野で D III、税関／港湾専門の証書を持ったロジスティックの学士(S1)を持ったインドネシア人専門家。
 - g. 企業所在地証明があること；
 - h. 当地の港湾管理者および輸送・ロジ手続きサービス分野の業界団体からの書面による推薦書／意見書があること。
 - i. (4)項 e に記載された払込資金がより小さい事業体は政府が公認した関連事業団体からの推薦書を取得していなければならない。
- (5) (3)項 b 号の意図する技術的条件には以下が含まれる：
 - a. オフィスを所有している、および／または掌握していること；
 - b. ソフトウェアとハードウェアのシステムファシリティおよび技術進歩に適った陸運／海運／空運／鉄道輸送の情報システムと統合された情報システムとコミュニケーションシステムを有していること

2. 第9条(1)項と(2)項の間に(1a)項を挿入し、その結果第9条は以下のようになる：

第9条

(1) 輸送手続きサービス営業許可を得るべく、企業体は輸送手続きサービスの業界団体からの意見と第6条(4)項と第7条(1)項の意図する要件たる書類を得たのち、港湾管理者および／または港湾のない州地域ではその他の輸送当局からの推薦状を添付してこの運輸大臣規則と不可分の添付例1のフォーマットを用いて州知事に申請書を提出する。

(1a) 第6条(4)項i号の意図する払込資金がより小さい事業体が輸送手続きサービス営業許可を取得する場合、輸送手続きサービスの業界団体からの意見と第6条(4)項と第7条(1)項の意図する要件たる書類を得たのち、港湾管理者および／または港湾のない州地域ではその他の輸送当局からの推薦状を添付してこの運輸大臣規則と不可分の添付例1aのフォーマットを用いて州知事に申請書を提出する。

(2) (1)項の意図する申請書に基づき、州知事は申請書をすべてそろった形で受領してから最長14営業日以内に輸送手続きサービス営業許可申請書の諸条件を精査する。

(3) (2)項の意図する諸条件の精査の結果、申請書が条件をまだ満たしていない場合、州知事は書面により申請者がこの運輸大臣規則と不可分の添付例2のフォーマットを用いて条件を満たすよう申請書を差し戻す。

(4) (3)項の意図する差し戻された申請書は、申請書が揃ったのちに州知事に対して再度提出することができる。

(5) (2)項の意図する諸条件の精査の結果、申請書が条件を満たしていた場合、州知事はこの運輸大臣規則と不可分の添付例3のフォーマットを用いて輸送手続きサービス営業許可を発行する。

この運輸大臣規則は立法化された日付より発効する。

全ての人が認識すべく、この運輸大臣規則の立法化をインドネシア共和国官報に記載することを命じる。

2015年4月22日

ジャカルタにて制定

インドネシア共和国運輸大臣

[署名]

イグナシウス・ジョナン

... 日

ジャカルタにて立法化される

インドネシア共和国法務人権大臣

[署名]

ヤソンナ H.ラオリ

インドネシア共和国官報 2015 年第 号

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証致しかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをお勧めいたします。
また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。